

## 飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の簡素化について

### 〔質 問〕

- 1 平成18年あじさい要望の回答において、営業許可申請書等の標準的な様式を定め全国に周知しているとのことであるが、具体的にどのように周知したのか、また、その後のフォローアップを行っているのかについて、お示し頂きたい。

### （答）

- 1 営業許可の申請書等については、平成7年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」において、簡素化・標準化を図ることが決定されたことを受け、平成7年9月、  
同一人が同一店舗内で行う複数の営業許可申請に係る許可申請書及び添付書類の一本化・簡素化を図るとともに、  
許可申請書類の全国的標準化・簡素化を図る  
観点から、許可申請書の標準的な様式を定め、各都道府県等に通知した。
- 2 また、平成16年3月にも、内閣府総合規制改革会議事務室が行った全国規模の規制改革要望の募集において、営業許可の申請書及び届出書の様式の全国的な統一化について要望が提出されたため、各都道府県等に対する技術的援助として、営業許可申請書等の標準的な様式を周知したところである。
- 3 なお、営業許可に係る事務は平成11年の地方分権一括法により、都道府県等の自治事務と整理されたところ。また、営業許可申請書等の標準的な様式について周知した後のフォローアップについては実施していない。

- 2 申請書の提出方法で、Eメールや郵送での対応が認められていないことについて、貴省の見解を伺いたい。

### （答）

- 1 食品衛生法上、営業許可申請書の提出方法は規定されておらず、電子化に係るシステム導入等については各都道府県等に委ねられるものである。
- 2 しかし、規制緩和推進三か年計画（平成12年3月31日閣議決定）において、電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付法の合理化について助言を行うこととされ、平成16年3月、各都道府県等に対し、厚生労働省が本件に関する自治体からの技術的な相談に応じる旨を周知するとともに、各自治体における申請の電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付方法の合理化についても適宜検討するよう要請したところである。

